

平成29年11月7日（火）

宮城県議会議員・ニュージーランド海外視察に関する住民訴訟

上告受理申立てに際してのコメント

仙台市民オンブズマン

宮城県議会議員・ニュージーランド海外視察に関する住民訴訟について、平成29年10月26日、仙台高等裁判所において判決がなされ、4日目の一部（イーデンパーク）及び5日目（ワインヤード）の視察が違法であるとし、派遣議員らは各4万3973円（合計17万5892円）を宮城県に返還すべきとした。

これに対し、当オンブズマンは、本日、最高裁判所に上告受理申立てを行った。

本件審理を通じて、派遣議員らは、必要性・関連性に関する具体的説明を何らなしえなかった。しかしながら、本判決は、派遣議員らの表面的な説明を鵜呑みにし、当該視察は基本的に県議会の裁量の範囲内であると判断をした。

上告審においては、この点を含めた議会の裁量（判断の幅）のあり方について、改めて問い直したい。

また、4日目の一部及び5日目の視察が違法と判断されたにもかかわらず、返還すべき損害額が僅少であった。法解釈としてはもとより、市民感覚と大きく乖離しており、違法・不当な海外視察を助長する判断に繋がりうるものである。

この点についても最高裁判所の判断を仰ぐ必要があると判断した。

以上、当オンブズマンは、今後の海外視察制度を検討する際の指標となるような毅然とした判断を求め、最高裁判所に上告受理申立てを行ったものである。

なお、上告受理申立理由の詳細については、おって検討する。

以上